

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月23日

和歌山県知事 岸本周平 殿



提出者 日進化学株式会社 和歌山工場  
住 所 和歌山県伊都郡かつらぎ町蛭子121-5  
氏 名 代表取締役社長 高田寛  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0736-22-4450

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日進化学株式会社 和歌山工場
事業場の所在地	和歌山県伊都郡かつらぎ町蛭子121-5
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	32 その他の製造業
②事業の規模	売上高 116億円
③従業員数	230人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	排 出 量	1397.22 t	189 t	83.54 t
	<p>(これまでに実施した取組)  受注量によって大きく左右されるが、ISO14001（環境）を取得し廃棄物の減量に努めてきた。今年度は廃プラスチックの数量が減少し排出を減らすことが出来た。</p>			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	排 出 量	1,200 t	150 t	80 t
	<p>(今後実施する予定の取組)  生産量に大きく左右され、材料の包装量にも左右される。今後も削減に取り組んでいく。また、有価として販売できるようにさらに業者の選定を行っていくとともに費用の値上げもあり、業者の選定が今後の課題となるだろう。</p>			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  汚泥（廃油）・廃プラスチックをそれぞれ分別、保管する。  廃プラスチックを一般とリサイクル用に分別し経費削減に貢献した。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  汚泥・廃油・廃プラスチック類のそれぞれをさらに分別し、有価として売却できるように進めていきたい。また値上げも含め単価交渉が今後の課題である。</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 昨年と同様、再生利用までには至っていない。			
	【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自社での再利用が出来ないかさらに継続して検討していく。 また、再利用できる業者選択もしていく。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1347.70 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 2005年に自社中間処理を増加させ、廃棄物業者に委託する量を減らした。その分処理量は増加傾向にあったが、生産量によって増減している。また、処理後の排出先は埋め立てであったが、コンクリートの原料としての業者選択が出来た。現在もその状態を維持してる。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,200 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も継続して中間処理量を増やしていき、排出量を減らす。 このまま減らした状態を維持できるようにしたい。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①・ 現状	【前年度（ 4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入は行わない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入は行わない。			

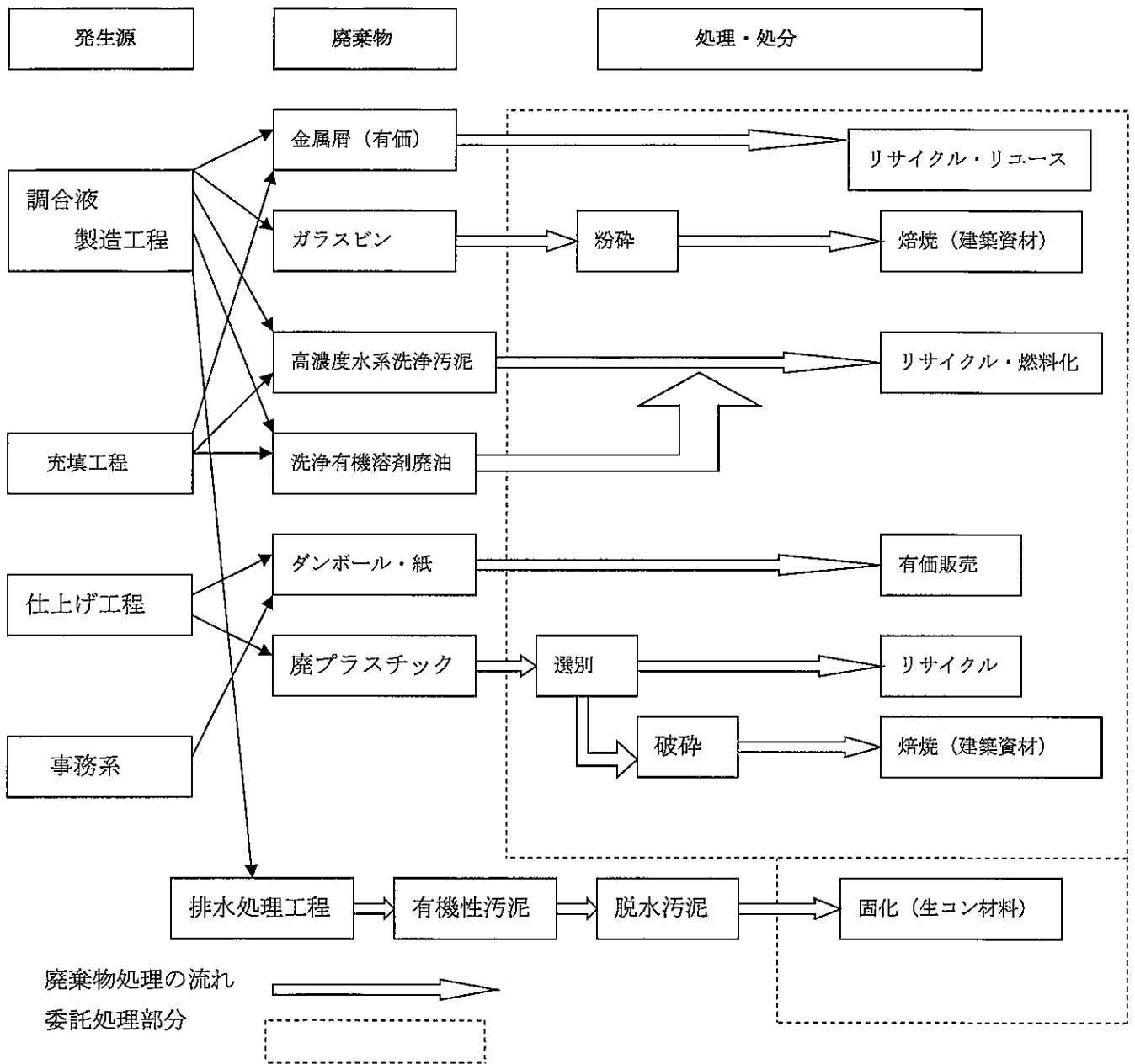
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①・ 現状	【前年度（ 4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	全処理委託量	49.52 t	189 t	83.54 t
	優良認定処理業者への処理委託量	49.52 t	189 t	83.54 t
	再生利用業者への処理委託量	49.52 t	189 t	83.54 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結するに当たっては、現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに委託後に定期的な立ち入り調査を行っている。また、許可証の優良や許可期限等の確認で継続して委託している。			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック
	全処理委託量	40 t	170 t	80 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	40 t	170 t	80 t
	再生利用業者への 処理委託量	40 t	170 t	80 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまで実施した取り組みを継続していく。また、委託先については優良産業廃棄物処理業者の許可、環境の国際規格取得業者及びISO 14001（環境）の取得等を踏まえ、選定を進めていく。</p>			
※事務処理欄				

図 6

廃棄物処理フローシート (2023年6月現状)



3. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所属：和歌山工場	職・氏名：取締役執行役員製造本部長 村木周作
廃棄物管理責任者		組織名：製造本部	職・氏名：製造本部次長 庶務統括 尾郷道昭
役割	工場組織	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制,再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 環境保全責任者——工場長 保全担当者——各課課長 特別管理産業廃棄物管理責任者——廃棄物管理責任者 事務局——庶務担当	
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認	
	廃棄物管理責任者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員,関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項	
廃棄物管理組織		代表取締役社長 (方針の決定、システムの見直し) 製造本部 (システムの維持、運用) (方針の審議、見直し推進) (環境保全活動の効率的推進)	
富田林工場 和歌山工場 橋本工場		製造部 品質管理課 製造部 品質管理課	
和歌山工場		工場長 (環境保全責任者) (システムの維持管理)	
製造管理課 (工程管理担当) 製造第1課 (廃液処理担当) 廃油・金属くず 製造第2課 (廃棄物削減、分別) 廃プラスチック類・ダンボール 製造第3課 (廃棄物削減、分別) 汚泥・廃プラスチック類・ダンボール		事務局 (廃棄物管理責任者) 品質管理課 (大気、騒音,振動等測定) プロセス開発課 (製品検証サンプル担当) 工務課 (脱水汚泥・水質測定担当) 庶務担当 (廃棄物データ管理)	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。